

XIII. 学生交流協定一覧

(別表)

大学等	協定種別	本学締結学院	締結研究科等
東京大学	学生交流	全学院	理学系研究科, 工学系研究科, 数理科学研究科, 情報理工学系研究科
お茶の水女子大学	学生交流	全学院	人間文化創成科学研究科
東京外国語大学	学生交流	全学院	総合国際学研究科
慶應義塾大学	① 学生交流	工学院, 物質理工学院, 環境・社会理工学院	経済学研究科
	② 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	理工学研究科
早稲田大学	学生交流	工学院, 物質理工学院, 環境・社会理工学院	経済学研究科 政治学研究科
総合研究大学院大学	学生交流	全学院	全研究科

京都大学	① 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	理学研究科
	② 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	工学研究科
名古屋大学	学生交流	情報理工学院 環境・社会理工学院	工学研究科 情報学研究科
豊橋技術科学大学, 広島大学, 明治大学, 長岡技術科学大学	学生交流	工学院, 物質理工学院	豊橋技術科学大学 大学院工学研究科 広島大学 大学院先進理工系科学研究科 明治大学 大学院理工学研究科 長岡技術科学大学 大学院工学研究科
四大学連合	教育研究交流	全学院	全研究科等
神奈川県内の大学間における 学術交流に関する協定書・覚書	学術交流	生命理工学院	覚書に付属の別表参照

東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する協定書

東京工業大学及び東京大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院と東京大学大学院との間において、両大学の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は平成7年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成6年10月1日締結の「東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する協定書」は、平成7年3月31日限り、これを廃止する。

平成7年4月11日

東京工業大学長

平成7年4月11日

東京大学総長

東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する覚書

平成 7 年 4 月 11 日付けで東京工業大学と東京大学との間で取り交わした協定書に基づく、東京工業大学の各学院と東京大学大学院理学系研究科、工学系研究科、数理科学研究科及び情報理工学系研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が、相手大学の学院又は研究科の大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は、聴講を許可した学生を「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 両大学院が聴講を許可する大学院授業科目及び授与する単位数は、修士課程及び博士後期課程を通じて 10 単位、専門職学位課程にあつては 15 単位以内とする。
5. 聴講を許可する大学院授業科目は、両大学院の協議によって定めるものとする。
6. 両大学院は、特別聴講学生候補者を所定の様式により相手大学の学院又は研究科あてに推薦するものとする。
7. 両大学院は、前項により推薦のあつた候補者の中から特別聴講学生を決定し、相手大学の学院又は研究科あてに通知するものとする。
8. 特別聴講学生が聴講した大学院授業科目の成績の評価及び単位の授与については、自大学の学院又は研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
9. 両大学院は、前項に定める成績及び単位については、学期末に相手大学の学院又は研究科あてに報告するものとする。
10. 両大学院は、特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
11. 特別聴講学生の聴講料は徴収しない。
12. 両大学院において、特別聴講学生として聴講が許可された学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の加入を義務付けるものとする。

13. この覚書の定めるもののほか、必要な事項を定める場合は、両大学院の協議により処理するものとする。
14. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成17年10月11日制定及び平成22年3月30日制定の「東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成28年3月31日限り、これを廃止する。

ただし、平成17年10月11日制定の同覚書に関して、平成28年3月31日以前に東京工業大学大学院の各研究科に入学し、引き続き在学する者の学生交流については、なお従前の例による。

平成 28 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

平成 28 年 4 月 1 日

東京大学大学院
理学系研究科長

東京工業大学
工学院長

東京大学大学院
工学系研究科長

東京工業大学
物質理工学院長

東京大学大学院
数理科学研究科長

東京工業大学
情報理工学院長

東京大学大学院
情報理工学系研究科長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学とお茶の水女子大学との
間における学生交流に関する協定書

東京工業大学及びお茶の水女子大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院とお茶の水女子大学大学院との間において、両大学院の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は平成 6 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

平成 6 年 4 月 8 日

東京工業大学長

平成 6 年 4 月 8 日

お茶の水女子大学長

東京工業大学とお茶の水女子大学との間における学生交流に関する覚書

東京工業大学とお茶の水女子大学との間で平成6年4月8日に取り交わした協定書に基づく、東京工業大学学院とお茶の水女子大学大学院（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

- 1 東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院の修士課程，博士後期課程及び専門職学位課程に在学する学生が，お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科において，大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
- 2 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科に在学する学生が，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院の修士課程，博士後期課程及び専門職学位課程において，大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
- 3 両大学院が受け入れた学生の身分は，「特別聴講学生」と呼称するものとする。
- 4 両大学院が大学院授業科目の聴講を許可し認定することのできる単位数は，当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
- 5 両大学院が聴講を許可する授業科目は，両大学大学院の協議によって定めるものとする。
- 6 両大学院は，特別聴講学生候補者を所定の様式により相手方あてに推薦するものとする。
- 7 両大学院は，前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し，相手方学あてに通知するものとする。
- 8 両大学院は，受け入れた特別聴講学生が聴講した大学院授業科目の成績の評価及び単位の認定については，自大学学院又は，自大学大学院研究科の学生と同様の方法によって行うものとする。
- 9 両大学院は，前項に定める成績及び単位を前学期末及び後学期末に相手方あてに通知するものとする。
- 10 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については，便宜を供与するものとする。
- 11 両大学院は，受け入れた特別聴講学生の授業料は徴収しないものとする。

12 この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成28年4月1日

平成28年4月1日

東京工業大学
理学院長

お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科長

東京工業大学
工学院院长

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
情報理工学院長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書

東京工業大学および慶應義塾大学（以下「両大学」という。）は、両大学の学則等の定めるところにより、両大学の学生が相手先大学および大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを認めること、また自大学大学院の学生が相手大学の大学院において必要な研究指導を受けることにより両大学間の交流と協力を促進し、両大学の教育研究の充実に資することについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとし、実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施に係る授業料その他必要な経費は徴収しない。ただし「覚書」に特に記載のある場合はその限りではない。
3. この協定書は、平成22年4月1日から2年間効力を有するものとする。ただし両大学いずれかからの申し出がない限り、自動的に1年間ずつ延長するものとする。

附 則

平成20年3月27日締結の「東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書」は、平成22年3月31日限り、これを廃止する。

平成 22 年 12 月 1 日
東京工業大学長

平成 22 年 12 月 1 日
慶應義塾大学長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する覚書

平成22年12月1日付で国立大学法人東京工業大学と学校法人慶應義塾大学との間で取り交わした協定書に基づく、東京工業大学工学院、物質理工学院、環境・社会理工学院と慶應義塾大学大学院経済学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

（受 入）

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとし、両大学院の学生が、相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。

（受入学生の身分）

2. 両大学院が受け入れた学生の身分は、東京工業大学では「特別聴講学生」、慶應義塾大学においては「交流学生」とそれぞれ呼称するものとする。

（受入学生数）

3. 両大学院間の受入学生数が長期にわたり著しく偏りが生じないこととする。

（履修科目の範囲および単位数）

4. 授業科目の聴講を許可し学生が履修することのできる授業科目は、両大学院の協議によって定めるものとする。ただし、学生が履修することのできる単位数の上限は、東京工業大学においては修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程、慶應義塾大学においては修士課程および後期博士課程在籍中それぞれ12単位までとし、履修した単位の取り扱いについては、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。

（学生の推薦）

5. 両大学院は、受け入れ学生候補者を所定の様式により相手方あてに推薦するものとし、前項により推薦のあった候補者のうちから受け入れ学生を決定し、相手方あてに通知するものとする。

（成績の通知）

6. 両大学院は、受け入れた学生が聴講した授業科目の成績の評価および単位の認定については、自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
また、両大学院は、成績および単位を、学期末に相手方あてに報告するものとする。

（副専攻または副専門の認定）

7. 両大学院は、受け入れた学生が修士課程在籍中8単位以上を履修・合格し、所定の申請書を提出した場合には、必要な審査の上、東京工業大学では副専門を修了したことを認定するとともに、副専門認定証を授与する。また、慶應義塾大学においては副専攻を修了したことを認定するとともに、副専攻認定証を授与するものとする。

（施設利用の便宜）

8. 両大学院は、両大学の規則の範囲内で、受け入れた学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用の便宜を供与するものとする。

（その他）

9. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

慶應義塾大学大学院
経済学研究科委員長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する覚書

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と慶應義塾大学大学院理工学研究科（以下「両大学院」という。）は，「東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書」（平成 22 年 12 月 1 日締結。以下「協定書」という。）に基づき，授業科目の履修における学生交流に関して本覚書を締結する。

1 対象者

両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する大学院学生とする。

2 学生の身分

両大学院が受け入れた学生の身分は，東京工業大学では「特別聴講学生」，慶應義塾大学では，「交流学生」とそれぞれ称し，受入れの大学の定めるところによるものとする。

3 学費等

受け入れた学生に関わる授業料等の学費等は，相互に不徴収とする。

4 申請及び承認手続き

「特別聴講学生」又は「交流学生」として授業科目の履修を希望する学生は，所定の手続きを取り，自所属の指導教員の承認を受け，履修を希望する受入学院又は受入研究科の授業科目の担当教員の許可を得るものとする。

5 履修可能科目及び単位数

「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修できる授業科目は，両大学院の合意によって定める。

6 履修方法及び成績評価

（１）「特別聴講学生」又は「交流学生」の履修方法については，受入学院又は受入研究科の定めるところによる。

（２）「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修した単位の認定，成績評価に関わる事項は，当該学生の所属学院又は所属研究科の定めるところによる。また，受入学院又は受入研究科は，成績及び単位を学期末に当該学生の相手方宛に報告するものとする。

7 施設利用の便宜

両大学院は，「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修上必要な施設・設備の利用については，便宜を提供する。

8 その他

（１）本覚書の有効期間は，平成 28 年 4 月 1 日から協定書の有効期間の終了の日までとする。ただし，両大学院のいずれかからの申し出があった場合は，この限りでない。

（２）本覚書に定めるもののほか，協定書の実施に関して必要な事項は，両大学院の協議によって定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

慶應義塾大学大学院
理工学研究科委員長

国立大学法人東京工業大学と早稲田大学との間における 連携・協力の推進に関する基本協定書

国立大学法人東京工業大学と早稲田大学は、相互の連携・協力の推進に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、両大学がそれぞれの設立の趣旨を尊重の上、研究開発能力及び人材等を生かし、連携・協力することによって、わが国と世界の学術及び科学技術の振興に資することを目的とする。

（努力義務）

第2条 両大学は、前条の目的を達成するために連携・協力について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努めるものとする。

（連携・協力の推進）

第3条 両大学は、平等互惠の精神に基づいて、次の連携・協力を推進する。

- 一 共同研究等の研究協力
- 二 人材養成及び人材交流
- 三 国際交流
- 四 産業界との連携
- 五 その他本協定の目的を達成するために必要な連携・協力

2 両大学は、前項の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定等を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、両大学の代表者が署名をした日から5年間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに解除の申し出がない場合は、さらに5年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解釈等）

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合は、両大学で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成19年5月21日

国立大学法人東京工業大学
学 長

早稲田大学
総 長

東京工業大学と早稲田大学の間における学生交流に関する覚書

東京工業大学工学院，物質理工学院，環境・社会理工学院と早稲田大学大学院経済学研究科，政治学研究科（以下あわせて「両大学院」という。）は，「国立大学法人東京工業大学と学校法人早稲田大学との間における連携・協力の推進に関する基本協定書」（平成 19 年 5 月 21 日締結。以下「協定書」という。）に基づき，授業科目の履修における学生交流（以下「本学生交流」という。）に関して本覚書を締結する。

1 対象者

本学生交流の対象者は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する大学院学生とする。

2 学生の身分

本学生交流において，相手方大学院から受け入れた学生（以下「交流学生」という。）の身分は，東京工業大学では「特別聴講学生」とし，早稲田大学では「特別交流学生」とする。

3 学費等

両大学院は，交流学生の学費を相互に徴収しないものとする。なお，ここでいう学費とは，東京工業大学においては授業料とし，早稲田大学においては教育環境整備費，実験演習料，聴講料及び研究指導料とする。

ただし，授業科目ごとに徴収するコピー費等の実費については，交流学生の負担とする。

4 受入手続き

- (1) 本学生交流への参加を希望する対象者は，自らの本属大学院における指導教員，および履修を希望する相手方大学院の授業科目の担当教員の承認を書面で得るものとする。
- (2) 両大学院は，自らを本属とする学生を相手方大学院へ派遣する際は，当該学生について，あらかじめ学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険又はこれらに相当する補償制度に加入させるものとする。

5 履修可能科目

本学生交流において交流学生が履修できる授業科目の範囲は，両大学院の協議により別途書面にて定める。

6 履修方法及び成績評価

- (1) 本学生交流に係る履修方法，試験及び成績の評価に関わる事項については，交流学生の受入大学院の定めるところによる。
- (2) 両大学院は，交流学生の成績及び授与した単位数を各学期末に相手方大学院に報告するものとする。

7 施設利用の便宜

両大学院は，受け入れた交流学生に対し，本学生交流に必要な施設・設備の利用について，便宜を図るものとする。

8 個人情報の取扱い

両大学院は、本覚書又は授業科目の履修に基づき知り得た個人情報を、本学生交流についてのみ利用するものとし、他の目的のために利用、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。係る義務は、本覚書終了後も存続するものとする。

- ① 本人の書面による同意があるとき。
- ② 法令が許容又は義務付けるとき。
- ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。

9 その他

- (1) 本覚書の有効期間は、平成28年9月21日から協定書の有効期間の終了の日までとする。ただし、両大学院のいずれかからの申し出があった場合は、この限りでない。
- (2) 両大学院は、本覚書の終了が決定した場合でも、その時点で交流学生が履修している授業科目については、当該授業科目の終了まで履修を認めるものとする。
- (3) 本覚書に定めるもののほか、協定書の実施に関して必要な事項は、甲乙協議により定める。

平成28年9月21日

平成28年9月21日

東京工業大学
工学院院长

早稲田大学
大学院経済学研究科長

東京工業大学
物質理工学院

早稲田大学
大学院政治学研究科長

東京工業大学
環境・社会理工学院

東京科学大学と総合研究大学院大学との間における 学生交流に関する協定書

東京科学大学及び総合研究大学院大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京科学大学大学院と総合研究大学院大学大学院との間において、両大学の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は令和6年10月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成7年4月3日締結の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する協定書」は、令和6年9月30日限り、これを廃止する。

令和6年10月1日

東京科学大学長

令和6年10月1日

総合研究大学院大学長

東京科学大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書

令和6年10月1日付けで東京科学大学と総合研究大学院大学（以下「両大学」という。）との間で取り交わした協定書に基づく、東京科学大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は、東京科学大学理学院、工学院、物質理工学院、情報理工学院、生命理工学院、環境・社会理工学院と総合研究大学院大学の修士課程若しくは博士課程又は専門職学位課程に在学する学生に限るものとする。
2. 両大学の学生が、相手大学の授業科目（ただし、東京科学大学医歯学総合研究科、保健衛生学研究科の科目を除く）の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。
3. 両大学が受入れた学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 両大学が授業科目の聴講を許可し認定することのできる単位数は、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
5. 両大学が聴講を許可する授業科目は、両大学の協議によって定めるものとする。
6. 両大学は、特別聴講学生候補者を所定の様式により相手大学あてに推薦するものとする。
7. 両大学は、前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し、相手大学あてに通知するものとする。
8. 両大学院は、受け入れた特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、自大学の学生と同様の方法によって行うものとする。
9. 両大学は、前項に定める成績及び単位を、学期末に相手大学あてに通知するものとする。
10. 両大学は、特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
11. 両大学は、受け入れた特別聴講学生の授業料は徴収しないものとする。
12. この覚書は、令和6年10月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成7年4月3日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成9年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成10年2月27日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成11年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成11年4月1日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成16年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成16年4月1日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成28年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成28年4月1日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、令和6年9月30日限り、これを廃止する。

令和6年10月1日

令和6年10月1日

東京科学大学長

田 中 雄 二 郎

総合研究大学院大学長

永 田 敬

国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間における
学生交流に関する協定書

国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人京都大学（以下「両大学」という。）は、両大学の規則等の定めるところにより、東京工業大学大学院と京都大学大学院との間において、自大学の大学院の学生が相手方大学の大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 学生の身分

両大学が受け入れた大学院学生の身分は、「特別聴講学生」とする。

2. 授業料等

両大学は、特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

3. 覚書

本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。

4. 効力開始日等

本協定書は、平成26年10月1日から5年間効力を有するものとする。ただし、期間満了の日までにいずれかからの解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

5. 雑則

本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両大学が1通ずつ保管するものとする。

平成26年10月1日

平成26年10月1日

国立大学法人東京工業大学長

国立大学法人京都大学総長

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と
京都大学大学院理学研究科との間における学生交流に関する覚書

平成 26 年 10 月 1 日付けで国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間で取り交わした協定書（以下「協定書」という。）に基づく，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と京都大学大学院理学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては，この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が，相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は，特別聴講学生の候補者を，所定の様式により，相手方あてに推薦するものとする。
4. 両大学院は，前項により推薦のあった候補者の中から特別聴講学生を決定し，相手方あてに通知するものとする。
5. 両大学院は，特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の授与については，自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
6. 両大学院は，前項に定める成績及び単位については，学期末に相手方あてに報告するものとする。
7. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用については，便宜を供与するものとする。
8. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する場合の災害事故への対応として，特別聴講学生に対し，学生教育研究災害傷害保険へ加入することを義務付けるものとする。
9. この覚書は，平成 28 年 4 月 1 日から効力を有するものとし，本覚書の有効期限は，協定書の有効期限に従うこととする。
10. この覚書に定めるもののほか，必要な事項を定める場合は，両大学院の協議により処理するものとする。

この覚書は 2 通作成し，両大学院が 1 通ずつ保管するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

京都大学大学院
理学研究科長

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と
京都大学大学院工学研究科との間における学生交流に関する覚書

平成 26 年 10 月 1 日付けで国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間で取り交わした協定書（以下「協定書」という。）に基づく，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と京都大学大学院工学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては，この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が，相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は，特別聴講学生の候補者を，所定の様式により，相手方あてに推薦するものとする。
4. 両大学院は，前項により推薦のあった候補者の中から特別聴講学生を決定し，相手方あてに通知するものとする。
5. 両大学院は，特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の授与については，自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
6. 両大学院は，前項に定める成績及び単位については，学期末に相手方あてに報告するものとする。
7. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用については，便宜を供与するものとする。
8. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する場合の災害事故への対応として，特別聴講学生に対し，学生教育研究災害傷害保険へ加入することを義務付けるものとする。
9. この覚書は，平成 28 年 4 月 1 日から効力を有するものとし，本覚書の有効期限は，協定書の有効期限に従うこととする。
10. この覚書に定めるもののほか，必要な事項を定める場合は，両大学院の協議により処理するものとする。

この覚書は 2 通作成し，両大学院が 1 通ずつ保管するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

京都大学大学院
工学研究科長

名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する協定書

名古屋大学と東京工業大学は、科学技術振興機構事業「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における「人間機械協奏技術コンソーシアム」を共同して事業実施している。事業の社会実装を担い得る有為な人材を育成することを目的として、下記により単位互換を行うことに合意する。

記

- 1 実施研究科及び学院
実施研究科及び学院（以下「関係部局」という。）は以下のとおりとする。
名古屋大学大学院工学研究科
名古屋大学大学院情報学研究科
東京工業大学情報理工学院
東京工業大学環境・社会理工学院
- 2 学生の身分
この協定により受入れる学生の身分は、大学院特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）とする。
- 3 学生数
特別聴講学生数は、受入れ関係部局の授業に支障のない範囲とする。
- 4 履修科目及び受入手続等
特別聴講学生の履修科目及び受入れ手続等については、別に定める実施要項による。
- 5 履修方法等
履修方法及び定期試験等については、受入れ関係部局の定めるところによる。
- 6 単位の授与等
(1) 履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入れ関係部局の定めるところによる。
(2) 履修した授業科目の単位の認定については、派遣関係部局の定めるところによる。
- 7 授業料等
特別聴講学生の検定料、入学料、授業料及び遠隔講義にかかる費用は、相互にこれを徴収しないものとする。
- 8 実施要項
この協定による特別聴講学生の単位互換を円滑に実施するため、実施要項を定める。
- 9 実施期日
(1) この協定は、平成30年4月1日から実施し、有効期間は1年間とする。
(2) 期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの大学から何らかの申し出がないときは、この協定は、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 10 協定の見直し等
この協定の見直し等は、双方の協議による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各1通を保管する。

平成30年3月31日

名古屋大学総長

平成30年3月31日

東京工業大学長

名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する実施要項

名古屋大学と東京工業大学は、「名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する協定書」（以下「協定書」という。）記の 8 に基づき、下記のとおり実施要項を定める。

記

1 出願資格

大学院特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）に出願できる者は、協定書に定められた関係部局の博士前期課程、修士課程、専門職学位課程及び博士後期課程の学生とする。

2 履修科目等

（１）受入れ関係部局は、特別聴講学生が履修できる授業科目の一覧を作成し、事前に派遣関係部局へ通知する。

（２）特別聴講学生が受入れ関係部局で履修できる単位数の上限は、派遣関係部局において定める。

3 派遣及び受入れ手続き

（１）特別聴講学生になることを志願する学生は、派遣関係部局の定める期間内に手続きを行うものとする。

（２）派遣関係部局は、志願者を取りまとめ、受入れ関係部局に受入れを依頼する。

（３）受入れ関係部局は、受入れの可否を派遣関係部局へ通知する。

4 履修登録

特別聴講学生の履修登録は、受入れ関係部局において行う。

5 成績の通知、管理及び成績証明書の発行

（１）特別聴講学生が履修した授業科目の成績は、受入れ関係部局の基準に基づき決定する。その際、それぞれの評価に素点を併記する。なお、成績評価を合否により行う場合は、素点は不要とする。

（２）受入れ関係部局は、当該特別聴講学生の成績を派遣関係部局へ通知する。

（３）派遣関係部局は、前項の通知により当該学生の成績として単位認定を行う。

（４）成績証明書は、派遣関係部局が発行する。

6 特別聴講学生に係る通知

（１）特別聴講学生に休学、退学等の異動があった場合は、派遣関係部局は速やかに受入れ関係部局に通知する。

（２）特別聴講学生が履修している授業の変更、定期試験等については、原則として、受

入れ関係部局が派遣関係部局へ通知する。

7 有効期間等

本実施要項は、協定書の有効期間中、その効力を有する。

8 その他

本実施要項に定めるもののほか必要な事項については、双方の協議により定める。

本実施要項の成立を証するため、本書4通を作成し、双方が記名押印の上各1通を保管する。

平成30年3月31日

平成30年3月31日

名古屋大学
大学院工学研究科長

東京工業大学
情報理工学院長

名古屋大学
大学院情報学研究科長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学，豊橋技術科学大学及び広島大学との 半導体人材育成に係る単位互換に関する覚書

東京工業大学（以下「甲」又は「代表機関」という。）と豊橋技術科学大学（以下「乙」という。）と広島大学（以下「丙」という。また，甲乙丙を総称して「甲等」という。）は，国立大学法人東京工業大学と国立大学法人豊橋技術科学大学間で2023年1月20日付締結の「集積 Green-niX 研究・人材育成拠点協定書」及び国立大学法人東京工業大学と国立大学法人広島大学間で2022年7月27日付締結の「集積 Green-niX 研究・人材育成拠点協定書」（以下2つの協定書を総称して「本協定書」という。）の第2条に基づき，甲等が半導体人材育成プログラム（以下「本プログラム」という。）を構築し，その一環として学生に対する半導体教育を推進することを目的に，相互に大学院又は学部等の学生を派遣し授業科目の履修及び単位の修得等をさせる（以下「単位互換」という。）に当たり，ここに覚書を締結する。

（受入）

第1条 甲等の対象研究科又は学部等（以下「所属研究科等」という。）に在籍する学生（具体的な対象は所属研究科等の判断によるものとする。）から，教育研究上の必要性により相手大学の対象研究科又は学部（以下「受入研究科等」という。）の授業科目の履修及び単位修得の希望があった場合，当該授業科目を開設する受入研究科等の長は，当該学生を受け入れることができる。なお，本覚書締結時における受入研究科等は以下の通りとする。

甲：工学院，物質理工学院

乙：大学院 工学研究科

丙：大学院 先進理工系科学研究科

（学生の身分）

第2条 前条の規定により受け入れる学生（以下「受入学生」という。）の身分は，特別聴講学生とする。

（履修期間）

第3条 履修期間は，受入学生の希望を勘案の上，受入研究科等が決定する。

（授業科目及び単位数）

第4条 受入研究科等に履修を願い出ることができる授業科目及び単位数は，次のとおりとする。

- (1) 受入研究科等で履修できる授業科目は，受入研究科等が定める。
- (2) 受入研究科等で修得できる単位数は，所属研究科等の定めるところによる。

（受入学生数）

第5条 受入学生数は，授業科目ごとに受入研究科等が決定する。

（受入手続）

第6条 受入研究科等の授業科目の履修を希望する受入学生の受入手続は，次のとおりとする。

- (1) 受入研究科等の授業科目の履修を希望する学生は，所定の期日までに出願書類を所属研究科等に提出する。
- (2) 受入研究科等は，必要に応じて選考を行い，受入学生を決定する。
- (3) 受入研究科等は，選考の結果を，所属研究科等を通じて当該学生に通知する。

（履修方法等）

第7条 履修方法，成績評価及び単位の認定等については，受入研究科等の定めに

よる。

（授業料等）

第 8 条 甲等は、受入学生の検定料，入学料及び授業料等を徴収しないものとする。ただし演習，実習等で特別に要する費用については，その実費を徴収することができる。

（施設の利用）

第 9 条 履修上，必要な施設・設備の利用については，受入研究科等又は受入大学の定めるところによる。

（新規参加等）

第 10 条 新たに他の大学（以下「参加希望機関」という。）が本プログラムへの参加を希望するときは，代表機関が参加希望機関との間で締結する覚書（以下「参加覚書」という。）の内容を乙及び丙に通知し，承諾を得るものとする。代表機関と参加希望機関との間で参加覚書を締結したときは，本覚書を適用するものとし，条項の内容に応じて当事者を読み替えるものとする。なお、代表機関は，参加希望機関が参加覚書の締結と同時又は事前に，代表機関との間で本協定書と同様の内容の協定書を締結するよう措置する。

（有効期限等）

第 11 条 本覚書の有効期間は，本協定書の有効期間と同一とする。ただし，本プログラムの存続について期間満了の 30 日前までに甲等が合意した場合，甲等で別途の協定書を締結の上，書面により本覚書の有効期間を延長することができる。

（その他）

第 12 条 本覚書に定めるもののほか必要な事項については，全ての当事者の協議により定める。

この覚書の締結を証するため，本書を 3 通作成し，それぞれ押印の上，甲乙丙が各 1 通を保有する。

令和 6 年 1 月 1 日

東京工業大学

理事・副学長 井村 順一

豊橋技術科学大学

理事・副学長 角田 範義

広島大学

大学院 先進理工系科学研究科長 高田 十志和

集積 Green-niX 研究・人材育成拠点に関する単位互換覚書への参加覚書

東京工業大学（以下「甲」という。）と明治大学（以下「乙」という。）とは、国立大学法人東京工業大学と学校法人明治大学間で2023年1月16日付締結の「集積 Green-niX 研究・人材育成拠点協定書」（以下「本協定書」という。）の第2条に基づき、乙が、甲と他の機関とで構築した半導体人材育成プログラム（以下「本プログラム」という。）に参加し、学生に対する半導体教育を推進することを目的に、本プログラム参加機関と相互に大学院又は学部等の学生を派遣し授業科目の履修及び単位の修得等をさせる（以下「単位互換」という。）に当たり、覚書を締結する。なお、本覚書に別途の定めが無い限り、本覚書の用語は原覚書（第1条に定める。）の定義に従う。

（乙の参加）

第1条 乙は、甲、豊橋技術科学大学、広島大学間で令和6年（2024年）1月1日付締結の「東京工業大学、豊橋技術科学大学及び広島大学との半導体人材育成に係る単位互換に関する覚書」（以下「原覚書」という。）第10条に基づき、本覚書の締結日をもって本プログラムに参加し、原覚書の当事者（原覚書に事後に参加する機関を含む。以下「原覚書当事者」という。）との間で単位互換を行う。当該参加により原覚書当事者に乙が含まれ、原覚書の条項の内容に応じて当事者を読み替えるものとする。

（乙の受入研究科）

第2条 乙の受入研究科等は以下の通りとする。

大学院理工学研究科

（有効期限等）

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から本協定書の終了日とする。ただし、本プログラムの存続について期間満了の30日前までに全ての原覚書当事者が合意した場合、原覚書当事者で別途の協定書を締結の上、書面により本覚書の有効期間を延長することができる。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項、本覚書と原覚書の解釈について齟齬がある事項については、原覚書当事者の協議により定める。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ押印の上、甲乙が各1通を保有する。

令和6年（2024年） 9月 20日

東京工業大学

理事・副学長

井村 順一

明治大学

学長

大学院理工学研究科長

上野 正雄

立川 真樹

集積 Green-niX 研究・人材育成拠点に関する単位互換覚書への参加覚書

東京工業大学（以下「甲」という。）と長岡技術科学大学（以下「乙」という。）とは、国立大学法人東京工業大学と国立大学法人長岡技術科学大学間で2022年7月27日付締結の「集積 Green-niX 研究・人材育成拠点協定書」（以下「本協定書」という。）の第2条に基づき、乙が、甲と他の機関とで構築した半導体人材育成プログラム（以下「本プログラム」という。）に参加し、学生に対する半導体教育を推進することを目的に、本プログラム参加機関と相互に大学院又は学部等の学生を派遣し授業科目の履修及び単位の修得等をさせる（以下「単位互換」という。）に当たり、覚書を締結する。なお、本覚書に別途の定めが無い限り、本覚書の用語は原覚書（本覚書第1条に定める。）の定義に従う。

（乙の参加）

第1条 乙は、甲、豊橋技術科学大学、広島大学間で令和6年（2024年）1月1日付締結の「東京工業大学、豊橋技術科学大学及び広島大学との半導体人材育成に係る単位互換に関する覚書」（以下「原覚書」という。）第10条に基づき、本覚書の締結日をもって本プログラムに参加し、原覚書の当事者（原覚書に事後に参加する機関を含む。以下「原覚書当事者」という。）との間で単位互換を行う。当該参加により原覚書当事者に乙が含まれ、原覚書の条項の内容に応じて当事者を読み替えるものとする。

（乙の受入研究科）

第2条 乙の受入研究科等は以下の通りとする。

大学院工学研究科

（有効期限等）

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から本協定書の終了日までとする。ただし、本プログラムの存続について期間満了の30日前までに全ての原覚書当事者が合意した場合、原覚書当事者で別途の協定書を締結の上、書面により本覚書の有効期間を延長することができる。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項、本覚書と原覚書の解釈について齟齬がある事項については、原覚書当事者の協議により定める。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ押印の上、甲乙が各1通を保有する。

令和6年（2024年）9月27日

東京工業大学

理事・副学長 井村 順一

長岡技術科学大学

学長 鎌土 重晴

大学院学生の学生交流に関する協定書

お茶の水女子大学、東京外国語大学、東京科学大学及び一橋大学の四大学（以下「協定大学」という。）は、四大学未来共創連合憲章（令和7年7月1日締結）に基づき、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の学生（以下「学生」という。）の学生交流に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互履修）

- 第1条 協定大学は、授業科目の相互履修（自らが開講する授業科目について、他の協定大学の学生が履修し、単位を修得することを相互に認めるものをいう。以下同じ。）を実施する。
- 2 協定大学は、相互履修により、自らが開講する授業科目を、他の協定大学に所属する学生に履修させるときは、特別聴講学生（一橋大学にあっては、特別研究学生。以下同じ。）として受入れるものとする。
 - 3 相互履修により特別聴講学生が履修することができる授業科目は、協定大学が協議して決定する。
 - 4 特別聴講学生は、当該学生が所属する協定大学（以下「所属大学」という。）が推薦し、授業科目を開講する大学（以下この条において「受入大学」という。）が受入を決定する。
 - 5 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。
 - 6 受入大学は、特別聴講学生が履修した授業科目の成績及び単位を当該学生の所属大学へ通知するものとし、所属大学は、当該単位を当該所属大学において修得したものとして認定するものとする。
 - 7 受入大学は、特別聴講学生が授業科目を履修する上で必要な施設及び設備の利用については、便宜を供与するものとする。
 - 8 受入大学は、原則として、特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。ただし、別に定めがあるものについては、この限りでない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについては、受入大学の定めるところによる。

（共同教育プログラム）

- 第2条 各大学の特色ある専門分野を中心に体系化されたカリキュラムにより、様々な社会的課題に対して、解決指向型かつ倫理的な思考及び意思決定ができる実践的人材を育成することを目的として、協定大学に共同教育プログラム（以下「プログラム」という。）を置く。
- 2 各プログラムの名称、趣旨、構成する授業科目、修了要件、学生の募集等については、協定大学が協議して決定する。
 - 3 プログラムを履修する学生（以下「履修学生」という。）は、協定大学に所属する学生とする。
 - 4 協定大学は、プログラムを構成する授業科目のうち、自らが開講するものを、他の協定大学に所属する履修学生に履修させるときは、特別聴講学生として受入れるものとし、その取扱いについては、前条第5項から第9項までの規定を準用する。
 - 5 履修学生がプログラムを修了したときは、修了証を授与する。

(特別研究学生の受入)

第3条 協定大学は、当該協定大学の大学院において研究指導を受けることを希望する他の協定大学の学生（専門職学位課程の学生を除く。）があるときは、当該学生の教育上有益であり、かつ、研究指導上支障がないと認められる場合は、特別研究学生として受入れるものとする。

2 協定大学は、当該協定大学に所属する学生で、他の協定大学において研究指導を受けることを希望する者がいる場合は、当該学生の受入について、当該他の協定大学に依頼するものとする。

3 前項の依頼を受けた協定大学は、受入の可否を決定し、その結果を当該学生の所属大学に通知するものとする。

4 特別研究学生を受入れた協定大学（以下この条において「受入大学」という。）は、当該学生に対する研究指導が終了した場合には、指導内容等について当該学生の所属大学に通知するものとする。

5 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、博士課程の学生にあつては、教育上有益であると認める場合は、所属大学と受入大学の協議の上、期間を延長することができる。

6 受入大学は、特別研究学生が研究指導を受ける上で必要な施設及び設備の利用の便宜を供与するものとする。

7 受入大学は、特別研究学生に対し、受入大学が指定する教育研究災害補償制度への加入を義務づけることができるものとする。

8 受入大学は、特別研究学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。ただし、実験、実習等で特別に有する費用については、受入大学の定めるところによりその実費を徴収することができる。

(その他の学生交流の取組)

第4条 前条までに定めるもののほか、協定大学が実施する学生交流については、協定大学が協議して、別に定める。

2026年1月5日

お茶の水女子大学長

佐々木 泰子

東京科学大学長

田中 雄二郎

東京外国語大学長

春名 展生

一橋大学長

中野 聡

神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書

大学間の学術交流を通じて、大学院における教育・研究活動のより一層の充実をはかるため、本協定に参加する各大学は、それぞれの大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）に係る以下の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 各大学は、それぞれの規則の定めるところにより、大学院の教員及び学生に対して、次の事項を認めるものとする。
 - 1) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目を履修すること。
 - 2) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の教員に研究指導を受けること。
 - 3) 教員及び学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院で実施する共同研究等に参加すること。
2. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
3. 本協定の実施について必要な事項は、各大学間の協議により処理する。

附 則

1. 本協定の締結大学は、麻布大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、北里大学、湘南工科大学、専修大学、鶴見大学、帝京大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京工芸大学、日本大学、日本女子大学、横浜市立大学、総合研究大学院大学の各大学とする。
2. 本協定は、平成13年4月1日から効力を有するものとする。
3. 本協定の有効期間は、5年とする。但し、各大学間の協議により、5年を単位として更新することができる。
4. 本協定成立後に参加する大学に係る本協定の有効期間は、参加日より本協定成立時の有効期間の残余の期間とする。

附 則

1. 横浜国立大学及び東京工業大学が、平成14年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成14年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 明治大学及びフェリス学院大学が、平成16年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成16年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 情報セキュリティ大学院大学が、平成17年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成17年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 武蔵工業大学が、平成19年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成19年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 相模女子大学及び松蔭大学が、平成21年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 武蔵工業大学が、平成21年4月1日から東京都市大学へ名称を変更。
3. 本協定は、平成21年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 青山学院大学が、平成22年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成22年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学が、平成23年4月1日から都市イノベーション学府を追加した。
2. 神奈川大学が、平成23年4月1日から人間科学研究科（ただし、人間科学研究領域のみ）を追加した。
3. 本協定は、平成23年4月1日から効力を有するものとする。
4. 本協定は、平成23年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 帝京大学 薬学研究科が、平成24年3月31日をもって退会する。
2. 本協定は、平成24年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成25年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 横浜市立大学が、平成25年4月1日から生命医科学研究科を追加した。
3. 本協定は、平成25年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、平成26年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成26年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 鎌倉女子大学及び聖マリアンナ医科大学が、平成27年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学及び女子美術大学が、平成28年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。
3. 本協定は、平成28年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 本協定は、平成29年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 田園調布学園大学が、平成30年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 関東学院大学が、平成30年4月1日から看護学研究科を追加した。
3. 本協定は、平成30年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜創英大学が、令和2年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、令和2年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 日本女子大学が、令和3年3月31日をもって退会した。
2. 相模女子大学が、令和3年4月1日から社会起業研究科を追加した。
3. 本協定は、令和3年4月1日から効力を有するものとする。
4. 本協定は、令和3年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 文教大学国際学研究科が、令和4年3月31日をもって退会した。
2. 本協定は、令和4年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 総合研究大学院大学が、令和5年4月1日に文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究科及び先端科学研究科から先端学術院に改組した。
2. 本協定は、令和5年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 東海大学が、健康科学研究科を令和6年3月31日をもって廃止。
2. 東海大学が、健康学研究科を令和6年4月1日より追加。
3. 神奈川大学外国語学研究科が、令和6年4月1日から人文学研究科に名称を変更。
4. 本協定は、令和6年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 東京工業大学が、令和6年10月1日から東京科学大学に名称を変更。

2. 本協定は、令和6年10月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学が、令和7年4月1日から昭和医科大学に名称を変更。

2. 本協定は、令和7年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 東京都市大学が、令和7年9月21日から情報データ科学研究科を追加した。

2. 本協定は、令和7年9月21日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、令和8年3月31日をもって退会した。

2. 本協定は、令和8年4月1日から効力を有するものとする。

3. 本協定は、令和8年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書

平成13年1月10日に取り交わした神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書（以下「協定」という）に基づき、本協定に参加する各大学大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）の間における学術交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

（特別聴講学生）

1. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院で開設する授業科目を履修しようとするときは、当該大学院は、正規の授業に差支えないかぎり、受入れを許可する。
2. 各大学院が受け入れた学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
3. 各大学院の履修を許可する授業科目は、各大学院間の協議により定める。
4. 各大学院は、他の大学院の授業科目の履修を希望する学生について、特別聴講学生候補者として、相手大学院あてに推薦するものとする。
5. 各大学院は、前項により推薦のあった学生について、特別聴講学生を決定し、相手大学院あてに通知するものとする。
6. 特別聴講学生が、受入れ先大学院において単位を取得したときは、所属大学院の規則の定めるところにより認定するものとする。
7. 各大学院は、受入れた特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の認定については、自大学院学生と同様の方法によって行うものとする。
8. 各大学院は、前項に定める成績及び単位を、学期末に相手大学院あてに通知するものとする。
9. 各大学院は、特別聴講学生が授業科目を履修する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
10. 各大学院は、受入れる特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。ただし、実験、実習等で特別に要する費用については、その実費を徴収することができる。
11. 各大学院は、特別聴講学生として受入を許可された学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務づけるものとする。

（特別研究学生）

12. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院において研究指導を受けることを希望するときは、当該大学院は、在籍学生に対する研究指導上差支えないかぎり、受入れを許可する。
13. 各大学院が受入れた学生の身分は「特別研究学生」と呼称するものとする。
14. 各大学院は、他の大学院において研究指導を受けることを希望する学生について、特別研究学生としての受入れについて、研究指導を委託する相手大学院あてに依頼するものとする。
15. 各大学院は、前項により依頼のあった学生について、特別研究学生を決定し、相手大学

院あてに通知するものとする。

16. 各大学院は、当該特別研究学生に対する研究指導が終了した場合には、指導内容等について相手大学院あてに通知するものとする。

17. 特別研究学生の受入れに際しては、前9から11までの規定を準用する。

(教員との共同研究等)

18. 各大学院は、在籍する教員及び学生が、他の大学院で実施する共同研究等に参加することを希望するときは、これを許可することができる。

19. 共同研究等に参加するための手続きは、当該各大学院間の協議により定める。

20. 前18に定める共同研究等の参加については、同9の規定を準用する。

21. 各大学院は、共同研究の参加に係る研究料等は徴収しないものとする。但し、特段の事情がある場合には、各大学院間の協議によりこれと異なる取扱をすることができる。

(協定に参加する各大学院)

22. 協定に参加する各大学院は、別表に定める。

23. この覚書に定めのない事項については、各大学院間の協議により処理する。

附 則

1. 本覚書の締結大学は、麻布大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、北里大学、湘南工科大学、専修大学、鶴見大学、帝京大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京工芸大学、日本大学、日本女子大学、横浜国立大学、総合研究大学院大学の各大学とする。
2. 本覚書は、平成13年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学及び東京工業大学が、平成14年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成14年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 明治大学及びフェリス学院大学が、平成16年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成16年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 情報セキュリティ大学院大学が、平成17年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成17年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本覚書は、平成18年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 武蔵工業大学が、平成19年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成19年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本覚書は、平成20年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 相模女子大学及び松蔭大学が、平成21年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 武蔵工業大学が、平成21年4月1日から東京都市大学へ名称を変更。
3. 本覚書は、平成21年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 青山学院大学が、平成22年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成22年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学が、平成23年4月1日から都市イノベーション学府を追加した。
2. 神奈川大学が、平成23年4月1日から人間科学研究科（ただし、人間科学研究領域のみ）を追加した。
3. 本覚書は、平成23年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 帝京大学 薬学研究科が、平成24年3月31日をもって退会する。
2. 本覚書は、平成24年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成25年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 横浜市立大学が、平成25年4月1日から生命医科学研究科を追加した。
3. 本覚書は、平成25年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、平成26年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成26年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 鎌倉女子大学及び聖マリアンナ医科大学が、平成27年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 東海大学 開発工学研究科が、平成27年3月31日をもって退会する。
3. 本覚書は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成27年4月1日から国際学研究科を追加した。
2. 文教大学 国際協力学研究科が、平成27年3月31日をもって退会する。
3. 本覚書は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学及び女子美術大学が、平成28年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 桐蔭横浜大学が、平成28年4月1日からスポーツ科学研究科を追加した。
3. 東京工業大学総合理工学研究科が、平成28年3月31日をもって退会し、生命理工学研究科が、平成28年4月1日に生命理工学院に名称変更。
4. 本覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 本覚書は、平成29年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 田園調布学園大学が、平成30年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 関東学院大学が、平成30年4月1日から看護学研究科を追加した。
3. 横浜国立大学工学府が、平成30年4月1日から理工学府に名称を変更。
4. 本覚書は、平成30年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜創英大学が、令和2年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、令和2年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 日本女子大学が、令和3年3月31日をもって退会した。
2. 相模女子大学が、令和3年4月1日から社会起業研究科を追加した。
3. 本覚書は、令和3年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学国際学研究科が、令和4年3月31日をもって退会した。
2. 本覚書は、令和4年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 総合研究大学院大学が、令和5年4月1日に文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究科及び先端科学研究科から先端学術院に改組した。
2. 本覚書は、令和5年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川大学外国語学研究科が、令和6年4月1日から人文学研究科に名称を変更。
2. 東海大学が、健康科学研究科を令和6年3月31日をもって廃止。
3. 東海大学が、健康学研究科を令和6年4月1日より追加。
4. 本覚書は、令和6年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 東京工業大学が、令和6年10月1日から東京科学大学に名称を変更。
2. 本覚書は、令和6年10月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学が、令和7年4月1日から昭和医科大学に名称を変更。
2. 本覚書は、令和7年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 東京都市大学が、令和7年9月21日から情報データ科学研究科を追加した。
2. 本覚書は、令和7年9月21日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、令和8年3月31日をもって退会した。
2. 本覚書は、令和8年4月1日から効力を有するものとする。

別 表

青山学院大学	理工学研究科	総合研究大学院大学	先端学術院
麻布大学	獣医学研究科 環境保健学研究科	鶴見大学	文学研究科
神奈川大学	法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料科学研究科 人間科学研究科 (人間科学研究領域のみ)	田園調布学園大学	人間学研究科
神奈川工科大学	工学研究科	桐蔭横浜大学	法学研究科 工学研究科 スポーツ科学研究科
鎌倉女子大学	児童学研究科	東海大学	文学研究科 政治学研究科 経済学研究科 法学研究科 芸術学研究科 体育学研究科 理学研究科 工学研究科 海洋学研究科 健康学研究科 人間環境学研究科
関東学院大学	文学研究科 経済学研究科 法学研究科 工学研究科 看護学研究科	東京科学大学	生命理工学院
北里大学	理学研究科 医療系研究科 看護学研究科 薬学研究科 獣医学系研究科 海洋生命科学研究科 感染制御科学府	東京工芸大学	工学研究科
相模女子大学	栄養科学研究科 社会起業研究科	東京都市大学	環境情報学研究科 情報データ科学研究科
松蔭大学	経営管理研究科	日本大学	生物資源科学研究科 獣医学研究科
昭和医科大学	保健医療学研究科	フェリス女学院大学	人文科学研究科 国際交流研究科 音楽研究科
湘南工科大学	工学研究科	文教大学	情報学研究科
情報セキュリティ大学院大学	情報セキュリティ研究科	明治大学	農学研究科
女子美術大学	美術研究科	横浜国立大学	理工学府 環境情報学府 教育学研究科 国際社会科学府 都市イノベーション学府
聖マリアンナ医科大学	医学研究科	横浜市立大学	医学研究科 都市社会文化研究科 生命ナノシステム科学研究科 生命医科学研究科
専修大学	経済学研究科 法学研究科 文学研究科 経営学研究科 商学研究科	横浜創英大学	看護学研究科